

財団法人
ノバルティス科学振興財団
寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人ノバルティス科学振興財団(“ The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science ”)という。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都港区西麻布4丁目16番地13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然科学における創造的な研究に対する援助・支援を行い、自然科学の研究の振興を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究に対する助成
- (2) 研究機関、学会及び研究会に対する助成
- (3) 国際交流に対する助成
- (4) 国際会議、学術講演会、シンポジウム、セミナー、研究集会および研修会の開催に対する助成
- (5) 出版物の刊行に対する助成
- (6) 国際会議、学術講演会、シンポジウム、セミナー、研究集会および研修会の開催
- (7) 出版物の刊行
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録の中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、この寄附行為に特に定めのある場合のほか、理事会の議決に基づき理事長が管理する。但し、用途又は管理方法を指定して寄附された財産については、その指定に従う。基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等に代えて保有する等確実な方法により管理する。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画の編成及び届出)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届出なければならない。

2. 前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更する場合も、同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後 3 か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分等)

第 12 条 この法人の収支決算上収支差額を生じたときは、その処分について理事会の議決を経なければならない。この場合、収支差額はその一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 8 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役 員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内(内、理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名)
- (2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を

超えてはならない。

(理事長、副理事長及び常務理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、常務を処理する。

(理事の職務)

第 19 条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(理事の代表権の制限)

第 20 条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第 21 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 22 条 この法人の役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 23 条 役員が次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても理事現在数及び評議員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第24条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 理 事 会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第26条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 基本財産の処分
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他この寄附行為における理事会の議決を要するものと定めてある事項
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(招集)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたときは臨時理事会を招集できるものとし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して理事会の招集請求があったときは、理事長は30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数及び議決)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第30条 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前条の適用については出席し、かつ議決したものとみなす。

2. 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに到着しないときは無効とする。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席理事（書面表決者を含む。）の氏名
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 32 条 この法人に、評議員 10 名以上 20 名以内を置く。但し、評議員数は理事数と同等又はそれ以上とする。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを任命する。
3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
4. 評議員は、役員を兼ねることはできない。
5. 評議員には、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は理事長が招集する。
3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
4. 評議員会には、第 27 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の職務)

第 34 条 次に掲げる事項については、理事会において予め評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項

- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

第7章 選考委員会

(選考委員会)

第35条 この法人には、第4条の事業のうち第1号から第5号までに掲げるものについては、対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

- 2. 選考委員会は、10名以上20名以内の委員をもって組織する。
- 3. 委員は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 4. 委員には第22条第1項及び第2項の規定を準用する。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 この法人は、理事現在数及び評議員現在数各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、この法人の目的に類似する目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(職員)

第 39 条 この法人には、事務を処理するために、事務局および必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

(細則)

第 40 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第 41 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員その他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支決算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
 3. 第 1 項 1 号、第 3 号及び第 8 号から 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。